主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人小中公毅の上告趣意第一点は、違憲をいうけれども、原判決が被告人の前科(累犯とならないものを含む)を量刑上参酌したからといつて何ら憲法三九条、一四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二四年(れ)第一二六〇号、同年一二月二一日大法廷判決、集三巻一二号二〇六二頁昭和二三年(れ)第四三五号、同年一〇月六日大法廷判決、集二巻一一号、一二七五頁、昭和二四年新(れ)第八八号、同二五年一月二四日第三小法廷判決、集四巻一号五四頁各参照)の趣旨に徴し明らかであるから所論は理由がない。同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三二年六月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔